

国土交通省 トラック荷主特別対策室主催
『トラック物流2024問題に関するオンライン説明会』

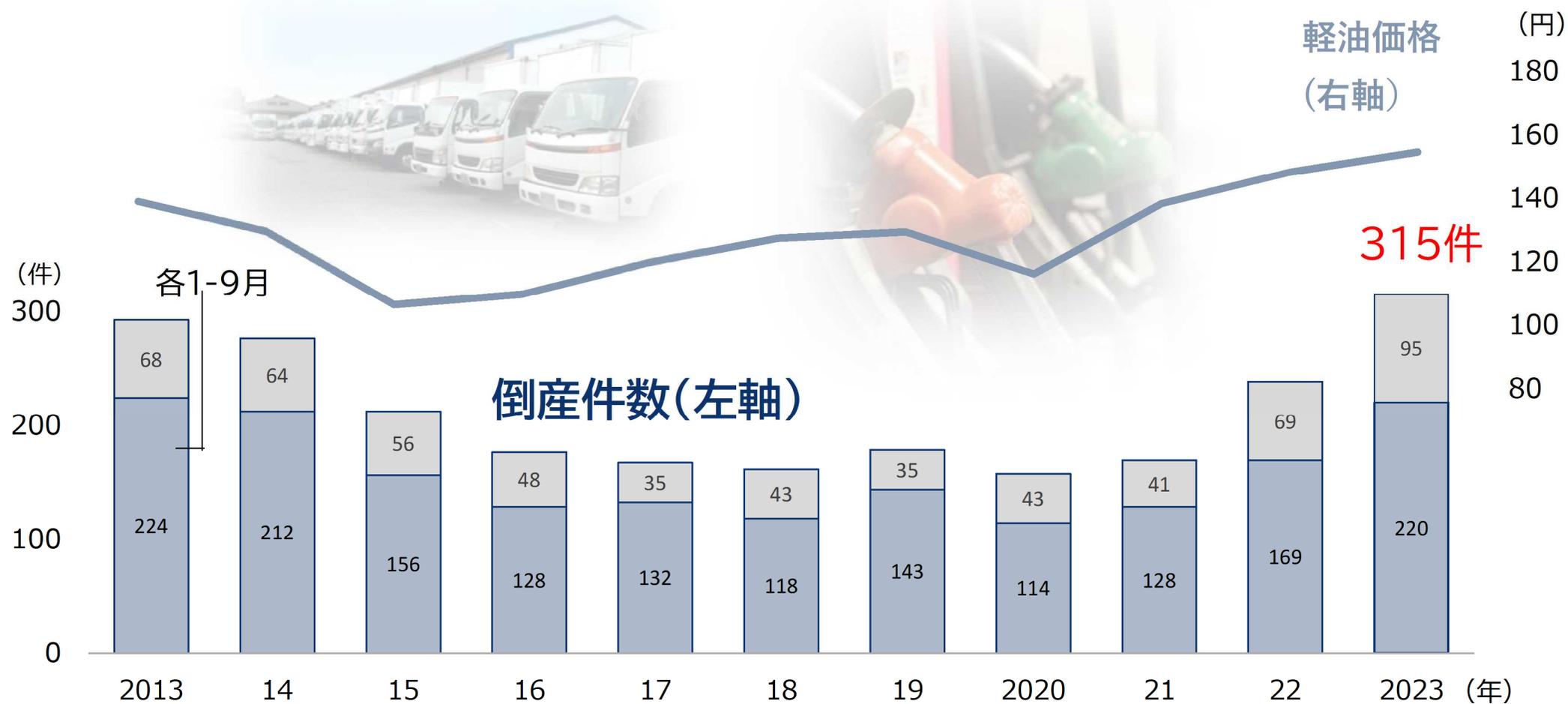
経営診断・経営改善支援・ 運賃交渉支援事業について

令和6年8月23日(金)

公益社団法人全日本トラック協会

トラック運送事業者の倒産件数

- ・道路貨物運送業者の倒産は2023年1-9月に220件発生し、9月時点で200件を超えるのは、軽油価格が大幅に上昇した2014年（212件）以来9年ぶり。
- ・2023年の年間倒産件数はリーマン・ショック時以来14年ぶりに300件を超え、315件となった。



[出典]給油所小売価格調査（資源エネルギー庁）各12月末時点

帝国データバンクのデータより全ト協で作成

人手不足、物価高による倒産件数

- ・「人手不足倒産」を業種別に細かくみると、道路貨物運送は全業種で2番目に多い41件だった。新たなドライバーを獲得できずに経営が悪化したケースのほか、自社ドライバーの離職・退職による倒産も目立つ。
- ・「物価高倒産」は、道路貨物運送は109件と業種別で最も多い。燃料費や光熱費など「エネルギーコスト」に起因する倒産が多い。

人手不足倒産

業種	件数
職別工事業	41
道路貨物運送業	39
総合工事業	30
設備工事業	20
その他の事業サービス業(人材派遣業など)	14

物価高倒産

業種	件数
道路貨物運送業	109
総合工事業	88
職別工事業	65
卸売業	64
食料品・飼料・飲料製造業	61

トラック業界の働き方改革について

○ドライバーの時間外労働の上限規制 **年960時間の対応** (令和6年4月から)

※違反すると・・・ 6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金

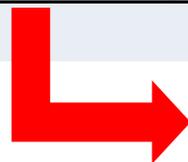
○ **改善基準告示の見直し** (拘束時間、運転時間等の見直し)

(令和6年4月から)

※違反すると・・・ 労基署の是正指導、運輸支局の行政処分(車両停止)

(参考)時間外労働時間(労働基準法)

	時間外労働上限時間	要件
一般労働者	年 720 時間	<ul style="list-style-type: none">・月100時間未満(休日労働含む)・複数月平均80時間以内(休日労働含む)・月45時間超は年6回まで
ドライバー	年 960 時間	<ul style="list-style-type: none">・月の制限なし



注目!

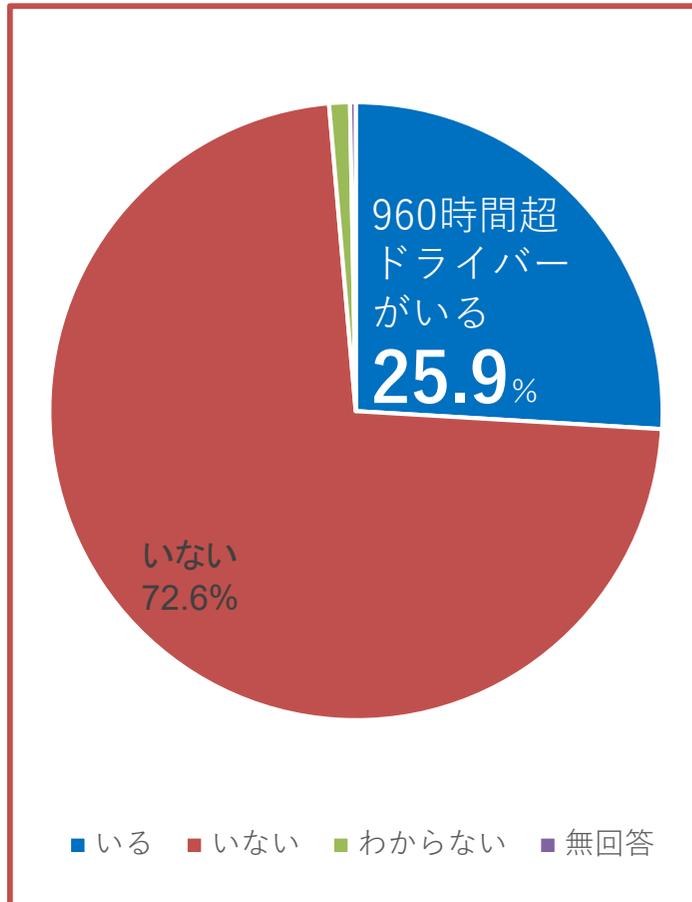
将来的には一般労働者と同じ **720** 時間に

時間外労働の状況について

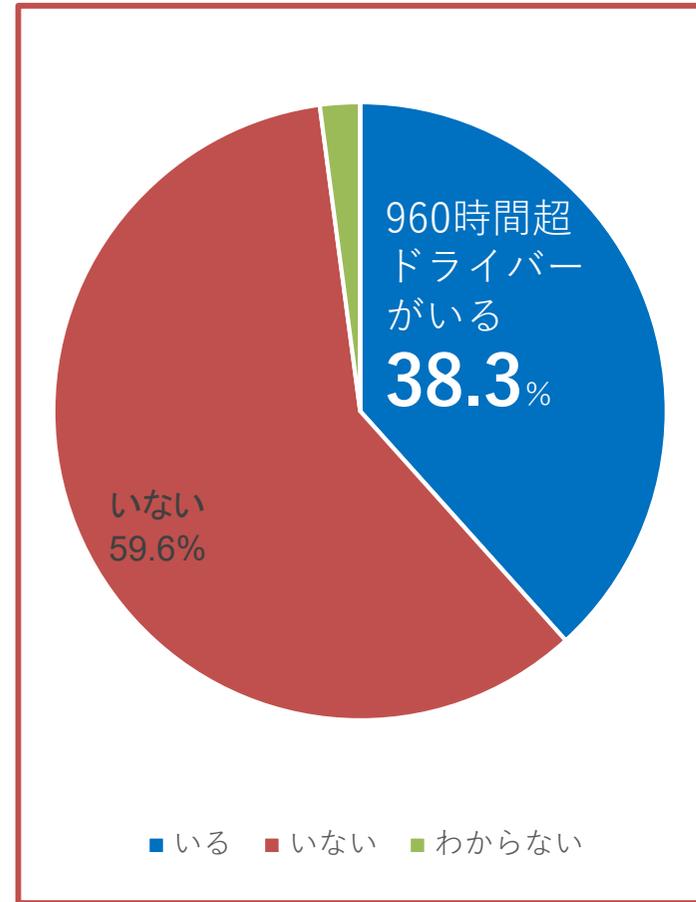
○2023年度（令和5年）の時間外労働の上限を超える従業員の有無について、アンケート調査を行った結果は以下のとおりであった。（n=636）

時間外労働年960時間超となるドライバーの有無

事業者全体



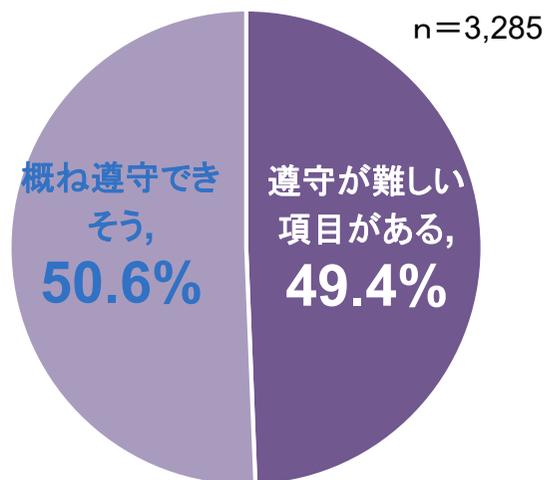
長距離輸送事業者



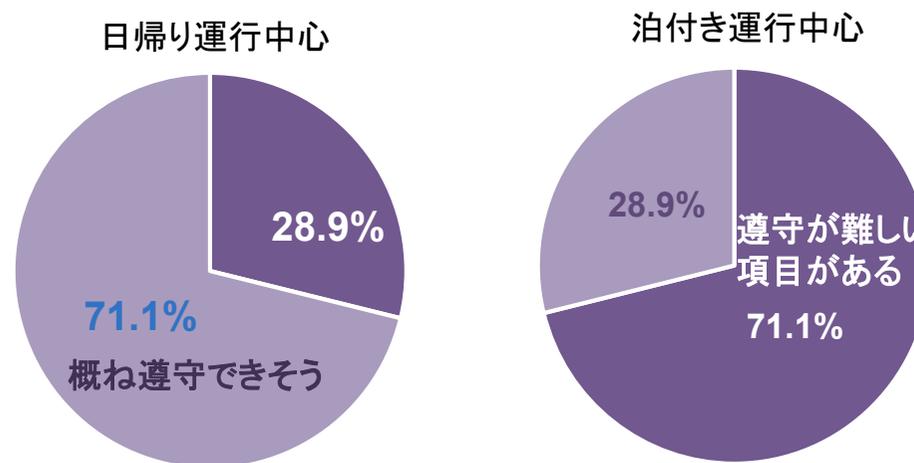
改正改善基準告示の遵守について

○令和5年度に実施した「改善基準告示解説セミナー」に参加した事業者に対するアンケートでは、「概ね遵守できそう」50.6%、「遵守が難しい項目がある」49.4%と、**約半数の事業者が「遵守が難しい項目がある」と回答している。**

改善基準告示の遵守について



運行形態別



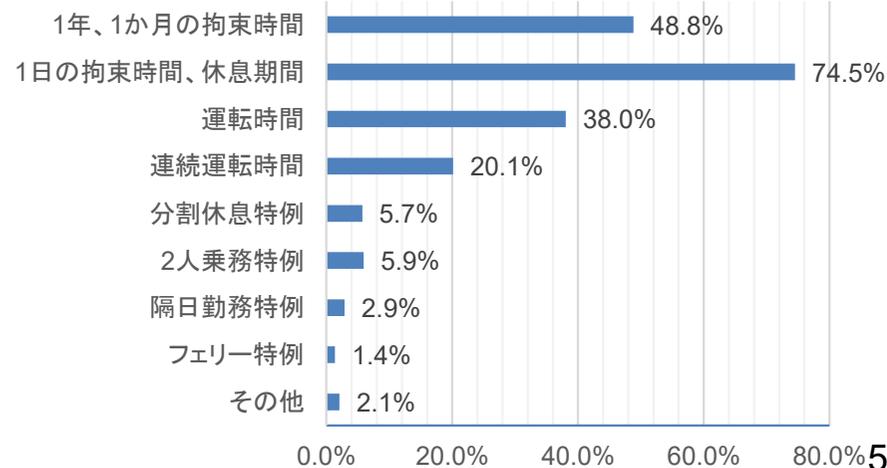
遵守が難しい主な理由

- ✓ ドライバー不足
- ✓ 荷主の理解不足
- ✓ 駐車スペース不足

遵守が難しい主な輸送品目

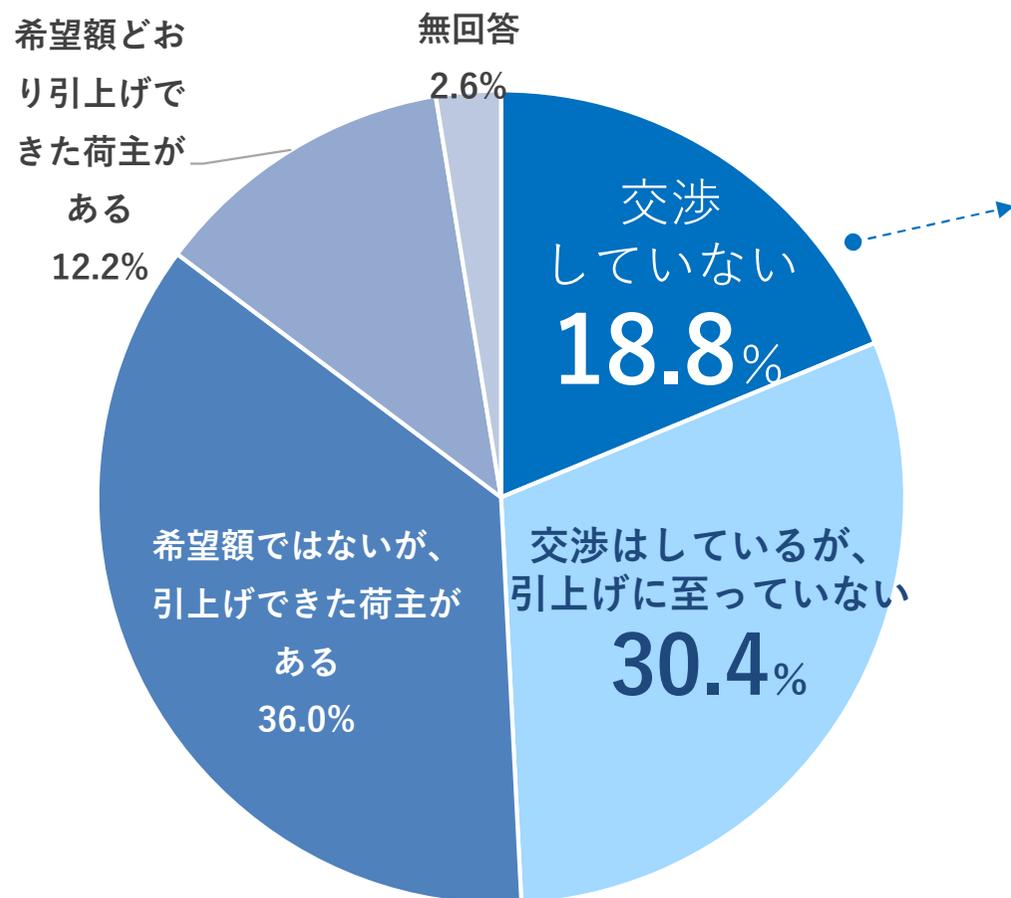
- ・ 食品
- ・ 雑貨
- ・ 青果物
- ・ 建設資材
- ・ 飲料
- ・ 自動車部品
- ・ 鋼材

遵守が難しい項目 n=1,456



「標準的な運賃」の活用状況

○令和5年度に実施した「標準的な運賃活用セミナー」に参加した事業者に対するアンケートでは、「交渉していない」が19%、「交渉しているが、引上げに至っていない」が30%と、**運賃引上げに至っていない事業者の割合が減少傾向**にある。



交渉していない主な理由

- ✓ 荷主に話しを聞いてもらえない。
- ✓ 標準的な運賃と現状の運賃と差があり、言いづらい。
- ✓ どのように交渉するか検討中。
- ✓ 仕事をとられてしまう
- ✓ 今の運賃で何とかなっている。

自由意見

- ✓ 標準的な運賃により交渉がしやすくなった。
- ✓ 荷主に対して標準的な運賃はトラック事業者に必要な水準であることをアピールしてほしい。
- ✓ これからも市場感を反映した告示を継続してほしい。
- ✓ 強制力を伴うものにしてもらいたい。

運賃交渉に対するトラック協会の支援

○物流の2024年問題の解消に向けて、運賃交渉については、これまで「交渉していない事業者」が交渉に臨むことができるようよう支援を強化していく。

(1) 標準的な運賃活用セミナー

新たな標準的な運賃等を踏まえた原価計算と運賃・料金（有料道路利用料、下請け手数料、燃料サーチャージ等）の考え方、荷主や元請との交渉方法等を習得するための「**標準的な運賃活用セミナー**」を各都道府県トラック協会において開催し、標準的な運賃の理解を深める。

(2) 価格転嫁に向けた運賃交渉相談支援事業

運賃交渉ができない（引き上げできない）事業者を対象に、各都道府県トラック協会において「**価格転嫁に向けた運賃交渉相談会**」を開催し、個別の事業者が抱える運賃交渉に関する課題の解消を図る。

(3) 経営診断・経営改善支援・運賃交渉支援事業

会員事業者が自社の経営状況を把握し、改善に取り組むための支援に加え、今年度よりコンサルタントによる**個別の原価計算作成支援や荷主との交渉支援等**を行う。

経営診断・経営改善支援・運賃交渉支援事業の概要

これまで「経営課題の発見」・「改善策の実行」を支援してきたが
2024年問題を踏まえ、支援内容を「**運賃交渉**」まで拡充

- ・全日本トラック協会では平成18年度から、「**ステップ1(経営診断)**」および「**ステップ2(経営改善支援)**」からなる「**経営診断事業**」を実施してきたところ。
- ・2024年4月からドライバーの時間外労働の新しい上限規制が適用されること、また昨今、人件費や燃料費等の運送コストが高騰していることから、持続可能な経営のためには、**原価計算の実施、原価計算の結果を踏まえた運賃の設定・見直し**、および取引先との**運賃交渉**が不可欠な状況。
- ・しかしながら、**原価計算を実施できていない事業者や、運賃交渉が難しいと感じる事業者が少なくない状況。**



- ・令和6年度から「**経営診断事業**」に、「**ステップ3(運賃交渉支援)**」を新設し、**原価計算の支援、運賃設定の支援、交渉資料作成支援、運賃交渉への同席・資料説明等**を行うこととした。

- ・3つの段階(ステップ)ごとに、経験豊富な診断士が支援を実施
- ・費用については手厚い助成制度を用意

- ・次の3つの段階(ステップ)にサービスをパッケージ化。

「ステップ1(経営診断)」: 詳細な分析・診断による経営状況・課題の「見える化」

「ステップ2(経営改善支援)」: 経営改善策の提案・全社体制での実行支援

「ステップ3(運賃交渉支援)」: 原価計算や運賃交渉の支援

- ・各ステップの支援は、中小トラック運送事業者のコンサルティング経験豊富な中小企業診断士(指定診断士)が実施することにより、サービス品質を確保。

- ・本事業を利用した事業者が指定診断士に支払う費用の一部を手厚く助成。
また、全国どのエリアの事業者でも利用しやすいよう、
診断士の交通費についても一部を助成。

ステップ1 (経営診断)の内容

事業者の経営状況を多角的に分析し、見える化する

- ・指定診断士が財務診断、自己診断、現地調査を実施し、経営状況を安全性、収益性、健全性、成長性および生産性等の様々な観点から分析。
- ・分析結果を「経営診断報告書」にまとめて提出。



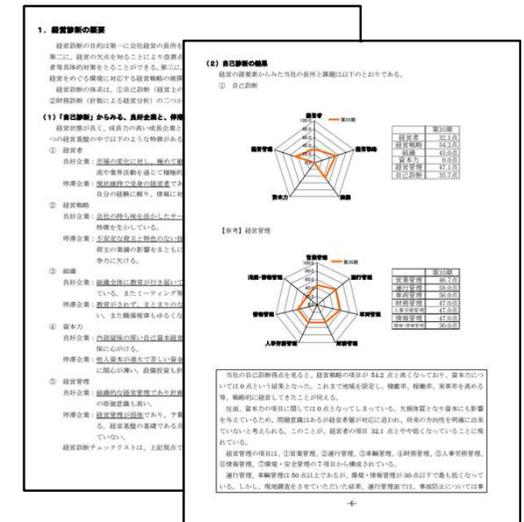
(費用)

- ・費用16万円(消費税抜き)
- ・診断士の交通費

(助成額)

- ・費用のうち8万円(Gマーク事業者は10万円)
- ・診断士の交通費のうち5万円までの部分

→実質負担額:6~8万円+診断士の交通費のうち5万円を超える部分



経営診断報告書

ステップ2(経営改善支援)の内容

経営状況に応じた改善策を検討し、取組実施を支援する

- ・ステップ1の結果を踏まえ、質疑応答をしながら経営改善策を検討し、助言を実施。
- ・また、経営幹部や従業員の方への説明を行い全社体制での取組実施を支援。

(費用)

- ・費用15万円(消費税抜き)
- ・診断士の交通費

(助成額)

- ・費用のうち12万円(Gマーク事業者は13万円)
- ・診断士の交通費のうち5万円までの部分

→実質負担額:2~3万円+診断士の交通費のうち5万円を超える部分



ステップ3(運賃交渉支援)の内容

経営状況に応じた適正運賃の設定と、荷主への交渉を支援する

- ・ステップ1・2の結果を踏まえ、希望に応じて原価計算の実施・運賃設定の支援、取引先との交渉のための資料作成の補助、交渉への同席・資料説明等を実施。



※最大4日間稼働。実施期間・内容は協議の上決定します。
※運賃の決定、交渉時の意思決定・意思表示は事業者の判断で実施。
※交渉の成功等、成果を保証するものではありません。

(費用)

- ・費用1日あたり12万円、最大48万円(消費税抜き)
- ・診断士の交通費

(助成額)

- ・費用のうち1日あたり8万円、最大32万円(Gマーク事業者は1日あたり9万円、最大36万円)
- ・診断士の交通費のうち5万円までの部分

→実質負担額:1日あたり3~4万円、最大12~16万円+診断士の交通費のうち5万円を超える部分